

大磯町教育委員会の教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、教育委員会の教育長（以下単に「教育長」という。）の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例について必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間、休日及び休暇)

第2条 教育長の勤務時間、休日及び休暇については、大磯町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年大磯町条例第1号）の適用を受ける職員の例による。ただし、同条例中「任命権者」とあるのは「教育委員会」と、「規則」とあるのは「教育委員会規則」とする。

(職務に専念する義務の免除)

第3条 教育長の職務に専念する義務の免除については、大磯町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和29年大磯町条例第9号）の適用を受ける職員の例による。ただし、同条例中「任命権者」とあるのは、「教育委員会」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(大磯町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の廃止)

2 大磯町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和31年大磯町条例第13号）は、廃止する。

平成27年2月17日提出

大磯町長 中 崎 久 雄